

川崎市立橘高等学校同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、川崎市立橘高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦を厚くし旧情を温め、かつ母校の教育方針に則りその後援に任じ隆盛を期するを以て目的とする。
- 第3条 本会は、事務局を川崎市立橘高等学校に置く。

第2章 事業

- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
1. 会報、会員名簿の発行
 2. 総会の開催
 3. 代議員会の開催
 4. 母校後援に関する諸事業
 5. その他必要と認めたこと

第3章 会員

- 第5条 本会の会員は、次のとおりとする。
- 正会員 1 .川崎市立旧制橘中学校及び併設中学校並びに川崎市立橘高等学校全日制、定時制卒業生
- 2 . 上記、中途退学にして特に入会を希望し、役員会で認められた者
- 客員 母校現教職員並びに旧教職員

第4章 役員

第6条 本会に、次の役員及び特別役員を置く。

役員

会長	1名
副会長	若干名
会計	2名
会計監査	2名
事務局長	1名
事務局次長	2名

特別役員

名誉会長

相談役

特別顧問

名誉顧問

顧問

第7条 1) 名誉会長には会長歴任者、相談役には会員及び客員中より役員会の推薦により長期にわたり役員を歴任した者及び当会に尽力したものを推薦する。

2) 特別顧問には名誉顧問歴任者、名誉顧問には現職学校長、顧問には母校の教職員若干名を推戴する。

第 8 条 会長、副会長、会計、会計監査、事務局長及び事務局次長は役員会の推薦により代議員会において承認する。

第 9 条 会長は会務を総括し、本会を代表して諸事業を行なう。

第 10 条 副会長は、会長を補佐し会務を処理する。

第 11 条 会計は収支を正確にし、代議員会に報告する。

第 12 条 会計監査は会計を監査する。

第 13 条 事務局長及び事務局次長は、本会の総務一般に当り事務局を設け、局員若干名を置く。

第 14 条 特別役員の任期は、特に定めない。

第 15 条 役員の任期は 2 ヶ年とする。

但し、再任を妨げない中途就任者の任期はその残任期間とする。

第 16 条 第 6 条の役員に欠員が生じた時には、役員会に諮りこれを決議する。

第 5 章 代議員

第 17 条 代議員は、各卒業期のクラスより 1 名を選出し会長が任命する。

第 18 条 代議員は、役員とともに代議員会において附議する事項を処理する。

第 19 条 代議員に欠員を生じた時には、学校からの推薦により、会長が任命する。

第 6 章 会 議

第 20 条 本会の会議は総会、代議員会、及び役員会とする。

第 21 条 総会は会員相互の親睦を厚くし、旧情を温めるため 5 年毎に開催する。

第 22 条 代議員会は、毎年 1 回開催する。

但し、会長が必要と認めた場合幹事会の了承を得て、適時臨時代議員会を開催することができる。

第23条 代議員会において附議する事項は、次のとおりである。

- 1、 役員の任命
- 2、 会務の報告
- 3、 会則の変更
- 4、 予算、決算の決議の承認
- 5、 その他の事項

第24条 代議員会の議事は出席者の過半数を以って決定する。

第25条 役員会は第6条の役員によって構成され、適時開催する。

第26条 会議の議長はその都度その会においてこれを選出する。

第27条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

議事録には、議長及び出席構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

第7章 会 計

第28条 本会の資産は現金および有価証券とし、これらは川崎市立橘高等学校に保管を依頼する。

第29条 本会の会計は、会費、寄付金によって支弁される。

第30条 正会員は、入会金および年会費として所定の方法で納入する。

第31条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第32条 一般寄附金および通常会計の余剰金中、役員会の定めた額を別途積立金に繰り入れることができる。

但し、別途積立金を通常会計に繰り入れるときは役員会の承認を得なければならない。

第 8 章 附 則

- 第 3 3 条 会員がその住所、氏名、職業を変更したときは同窓会に通知しなければならない。
- 第 3 4 条 本会に関する諸般の事項は、川崎市立橘高等学校同窓会報掲載してこれを報告する。
- 第 3 5 条 本会に基づく細則を別に定めることが出来る。
- 第 3 6 条 本会則の変更は役員会の決議を経て代議員会の承認を得なければならない。
- 第 3 7 条 平成 1 6 年 6 月 1 2 日現在幹事に選任されている人は、代議員に選任されたものとする。
- 第 3 8 条 本会則は、昭和 28 年 1 月 25 日より施行する。
- 昭和 34 年 6 月 28 日より一部改正施行する。
- 昭和 43 年 5 月 19 日より一部改正施行する。
- 昭和 45 年 5 月 17 日より一部改正施行する。
- 昭和 48 年 5 月 20 日より一部改正施行する。
- 昭和 50 年 6 月 1 日より一部改正施行する。
- 昭和 59 年 5 月 25 日より一部改正施行する。
- 昭和 61 年 5 月 18 日より一部改正施行する。
- 昭和 62 年 5 月 16 日より一部改正施行する。
- 平成 15 年 4 月 19 日より一部改正施行する。
- 平成 16 年 6 月 12 日より一部改正施行する。